

第408回 鳥取海区漁業調整委員会 次第

日時：令和7年9月9日（火）午後2時から
場所：倉吉シティホテル 3F マーガレット

1 開会

2 挨拶

3 議事録署名委員指名

4 議事

- (1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について（協議）
・・・資料1
- (2) 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）
・・・資料2
- (3) 海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出資料について（協議）
・・・資料3
- (4) 鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する意見聴取について（協議）
・・・資料4
- (5) 外国人向けの密漁防止啓発チラシの制作について（報告）
・・・資料5
- (6) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の（1）に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針に基づく裏付命令の申請に係る意見照会について（報告）
・・・資料6

5 その他

6 閉会

第408回鳥取海区漁業調整委員会出席者名簿

第23期鳥取海区漁業調整委員会委員

任期：令和7年4月1日～令和11年3月31日

区分	氏名	職歴等	備考
漁業者・漁業 従事者委員 (7名)	<small>なだもと ゆういち</small> 灘本 雄一	鳥取県漁協御来屋支所運営委員	
	<small>ささき ただし</small> 佐々木 正	鳥取県漁協境港支所運営委員	
	<small>ゆぐち けんじ</small> 湯口 健治	田後漁業協同組理事	
	<small>たなか のりひこ</small> 田中 範彦	鳥取県漁協網代港支所運営委員	
	<small>なかむら かずあき</small> 中村 一昭	鳥取県漁協青谷支所運営委員	
	<small>やまね しんじ</small> 山根 慎司	赤碕町漁業協同組合専務理事	
	<small>あじの かずえ</small> 網師野 和江	鳥取県漁協賀露支所所属沖底船役員	
学識経験 委員 (2名)	<small>ちかき のりこ</small> 近廻 典子	共和水産株式会社執行役員・海務部部长	
	<small>いもと ちづる</small> 井本 千鶴	賀露中央海鮮市場協同組合会計主任	
中立委員	<small>ながた さやか</small> 永田 さやか	一般社団法人境港水産振興協会課長	

県及び海区漁業調整委員会事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
鳥取県境港水産事務所	水産技師	<small>たかはし りゅうのすけ</small> 高橋 龍ノ介	
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課	課長補佐	<small>おおた たけゆき</small> 太田 武行	
〃	係長	<small>ののむら たくみ</small> 野々村 卓美	
鳥取海区漁業調整委員会事務局	事務局長	<small>うすだ たくみ</small> 臼田 拓巳	漁業調整課長併任
〃	次長	<small>せいけ ゆたか</small> 清家 裕	漁業調整課課長補佐併任
〃	書記	<small>たなか やすし</small> 田中 靖	漁業調整課係長併任
〃	〃	<small>はしもと かずま</small> 橋本 和磨	漁業調整課主事併任

鳥取海区漁業調整委員会規程

改正	昭和 32 年 6 月 28 日 第 27 回 委員会
同	昭和 39 年 10 月 7 日 第 106 回 委員会
同	昭和 45 年 11 月 5 日 第 150 回 委員会
同	昭和 47 年 11 月 20 日 第 161 回 委員会
同	平成 16 年 9 月 10 日 第 291 回 委員会
同	平成 24 年 3 月 21 日 第 335 回 委員会
同	令和 4 年 4 月 28 日 第 385 回 委員会

(所事業項)

第 1 条 鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、鳥取海区の区域内に於ける漁業に関する事項を処理する。

(委員会)

第 2 条 委員会は委員 10 名をもって組織する。

- 2 委員会には会長及び会長職務代理者各 1 名を置く。
- 3 会長及び職務代理者は委員会の互選により決める。
- 4 委員会は特別の事項を調整審議するため必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

(会長の職務)

第 3 条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

- 2 職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を行う。
- 3 会長及び職務代理者の任期は 4 年とする。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長がこれを招集する。会長に事故あるときは、会長職務代理者がこれを招集する。会長及び会長職務代理者共に事故あるときは委員の中で最年長者が招集する。ただし、委員の改選後最初の委員会は知事がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 1 以上が議案を示してその開催を請求したときは、会長は請求のあった日から 10 日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を開催の日から 3 日前までに通知しなければならない。

第 5 条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第 6 条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項についてはこの限りでない。

第 7 条 委員会は議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

- 2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第 8 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあづかることができない。ただし、委員会において承認したときは、この限りでない。

第 9 条 会長は、委員会の議事録を作成し下の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所

- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第10条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名押印する。

(事務局)

第11条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第12条 事務局は会長が統轄する。

第13条 事務局は鳥取県庁農林水産部水産振興局漁業調整課内に置く。ただし、必要に応じ境港市に事務局支所又は出張所をおくことができる。

第14条 事務局に書記を置き会長これを任命する。

第15条 職員の職は、局長、次長、係長、主任及び主事とする。

2 前項の職員は書記の中から会長がこれを選任する。

第16条 事務局長は、会長の命を受け職員を指揮し事務局に関する事務を総理する。

2 次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき又は欠けたるとき、その職務を代行する。

3 係長及び主任は、上司の指揮を受け事務を処理する。

4 主事は、上司の指揮を受け事務に従事する。

第17条 事務局長は、会長又はその代理者に事故あるときは、事務につき代決することができる。ただし、重要な事項については、後閲を受けなければならない。

(現用公文書の管理)

第18条 委員会の現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関しては、知事の事務部局の現用公文書の管理に関する定め例による。ただし、会長の決裁を受ける起案文書は、電子決裁等システムによらず、紙文書によるものとする。

(給与及び服務)

第19条 職員に対する給与並びに服務については、鳥取県条例並びに規則その他の定めるところによる。

第20条 委員会の公布する規則及び告示は鳥取県公布式条例を準用する。

第21条 委員会及び会長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。
(略)

第22条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

第23条 前各号に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和29年9月7日から施行する。